

令和2年度 門川町立門川中学校 部活動に係る方針

1 学校教育目標

ふるさと門川を愛し、夢を抱き、主体的に行動する生徒を地域とともに育成する。

2 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する部活動により、個性を伸張し、社会性や人間性、連帯感を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

3 部活動の在り方

宮崎県教育委員会及び門川町教育委員会の「運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の確立と活動環境を整備する。

4 運営について

(1) 設置している部活動

- 運動部・・・軟式野球部、陸上競技部、サッカーチーム、男子ソフトボール部、女子ソフトボール部、女子ソフトテニス部、卓球部、男子バレー部、女子バレー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、バドミントン部、柔道部、剣道部
- 文化部・・・吹奏楽部

(2) 指導体制

- 部活動は、学校教育の一環であるため、学校組織全体で運営や方針を検討し、計画的に活動を進めるための指導体制を構築する。
- 学校全体として、バランスのとれた部活動運営を維持していくために、部顧問会において、各部の活動状況などについて情報を共有する。
- 勝利至上主義にとらわれず人間形成の場として指導する。

5 活動について

(1) 活動計画等

- 部活動ごとに部顧問は年間の計画及び毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出する。
- 生徒の健康状態、感染症の流行の状況を考慮して、必要に応じて活動を休止する。
- 定期テスト前における活動は、原則として中間テストは3日前、期末テストは5日前より活動中止とする。ただし、テスト前の中止期間に大会等が行われる場合は、別途部

活動許可申請を行うものとする。

(2) 適切な休養日等の設定

① 学期中の休養日の設定

週当たり 2 日以上の休養日を設ける。〔平日は少なくとも 1 日（毎週水曜日はリフレッシュデー）、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とする。第 3 日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。〕

② 長期休業中の休養日の設定

長期休業中の休養日については、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1 日の活動時間

長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 安全対策・事故防止

- 使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認をするように指導し、事故の未然防止に努める。
- 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。なお、状況によっては、活動の中止も検討する。
- 事故が発生した場合は、指導者もしくは近くの職員に連絡し、適切な処置を行う。